

(仮称) 福知山市個人情報保護法施行条例骨子 (案)

1 条例改正の背景・目的

令和5年4月1日から地方公共団体にかかる改正個人情報保護法(以下、改正法)が施行され、全国の自治体が改正法の適用を受けるため、福知山市では、必要事項を規定する条例を制定することが必要となりました。

それにより、個人情報保護に関しては、改正法に従うこととなり、現行の福知山市個人情報保護条例(以下、現行条例)を廃止して、一部、改正法で委任される事項について、(仮称)福知山市個人情報保護法施行条例(以下、施行条例)を制定します。

以下、制定する施行条例の骨子(□で囲んだ箇所)をパブリックコメントの対象として示します。

2 施行条例の主な内容

(1) 趣旨

この条例は、法の施行に関し必要な事項を定めます。

(2) 開示請求における手数料について

(現行条例第27条、改正法第89条第2項)

開示請求に係る手数料は無料としますが、写しの交付を受ける者は、当該費用を負担しなければならないこととします。

改正法：条例で定める額(国は1件300円)

現行条例：無料(コピー代等、実費分は別途負担)

改正法では、国は開示請求1件当たり300円の手数料を徴収することとされていますが、地方公共団体に関する請求の手数料については、条例で定めることとされています。現行条例では、手数料は無料、写しの交付にかかるコピー代等の実費負担としており、新たな施行条例では、従来と同様の取り扱いとするよう規定を設けます。

(3) 開示決定等の期限について

(現行条例第22条、改正法第83条)

開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならないとし、30日以内に限り延長することができることとします。

改正法：【決定期限】開示請求があった日から30日以内
【延長期限】30日以内に限り延長することができる
現行条例：【決定期限】開示請求があった日から起算して15日以内
【延長期限】60日以内に限り延長することができる

改正法では、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないとされていますが、条例で定めることで、期限を30日より短くすることができるかとされています。現行条例では、開示請求があった日から起算して15日以内としており、施行条例では、従来と同様の期限となるよう規定を設けます。

また、改正法では、上記の期間の延長を30日以内に限り延長することができるかとされています。現行条例では、60日以内（開示・期間も含めて）に限り延長することができるかとされていましたが、改正法を適用し30日以内の延長となるよう規定を設けます。

(4) 開示決定等の期限の特例について

(現行条例第23条、改正法第84条)

開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合とします。

改正法：請求のあった日から60日以内
現行条例：請求のあった日から起算して60日以内

改正法では、請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、請求のあった日から60日以内にすべての開示決定等を行うことで、事務の執行に著しい支障がおそれがある場合に特例的に相当の期限延長をすることができるかとされていますが、条例で定めることで、60日より短い期間とすることができるかとされています。現行条例では、請求のあった日から起算して60日以内としています。施行条例では、(2)の延長後の期限である45日以内となるよう規定を設けます。

3 今後のスケジュールについて

- ・令和4年9月29日～10月28日 パブリックコメント実施
- ・令和4年12月～ 福知山市議会への提案予定
- ・令和5年4月1日～ 条例の施行開始予定